

売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書

生活困窮や家庭環境の破綻などにより正常な生活を営むことが困難であるなど、保護、援助が必要で、かつ他法で支援できない女性やDV被害者への支援は、女性相談所等の女性保護事業が担っている。このような支援対象のほとんどは、施設設置の根拠法である売春防止法が当初想定していた「売春」とは関わりないが、同法は昭和31年の制定以来抜本的に改正されることなく現在に至っている。

女性の貧困や性被害が大きな社会問題となる中で、女性保護事業の果たす役割はますます大きく、重要になっている。女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行うため、その根拠となる売春防止法の改正又は新たな法整備を行うことが必要である。また、施設職員の配置基準の見直しや、支援に当たる相談員等の専門職としての明確な位置付け、国や地方自治体の責務の明確化などを行い、国庫負担金の拡充等の財源措置を含めた抜本的な改善が必要である。

よって国会及び政府は、女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行えるよう、次の事項について所要の措置を講じられることを強く要望する。

- 1 女性保護事業が、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を行うこと。
- 2 「女性相談所」や「女性保護施設」、「女性相談員」が、女性を人権侵害から守り、自立支援機能を十分に果たせるものとなるよう、財源措置を講じるとともに、職員の配置基準を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 7 月13日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総	務		大	臣
法	務		大	臣
財	務		大	臣
厚	生	労	働	大
内	閣	府	特	命
			担	当
			大	臣

(男女共同参画)

殿

神奈川県議会 議長

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴う県の対応について

令和4年5月公布の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題であるとし、売春防止法から脱却した先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組みを構築することとしている。

施行は令和6年4月1日とされ、国の基本方針に即した都道府県の基本計画策定が義務付けられているが、国の方針がいつ示されるか分からない状況だと承知している。

しかし、施行に向けて取り組むためには、国の方針を待たずとも、県として準備を始める必要があると考えている。

そこで、新しい法律に対応した計画策定に向けて、どのように取り組んでいくのか、見解を伺う。

県民生活を守る取組について何点かお尋ねがありました。

まず、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴う県の対応についてです。女性をめぐる課題は、性暴力や性虐待、DVなど多様化、複雑化しており、コロナ禍による生活困窮や自殺者の増加など、さらに深刻化しています。

こうした課題を抱える女性に対して、県では、これまでも自立に向けた支援を行ってきましたが、その根拠となる法律は、売春防止法等でした。

こうした中で、今年5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、令和6年4月から施行されることになりました。

新たな法律では、社会生活を送るうえで様々な困難を抱える女性を支援対象として位置付け、支援対象者の意思を尊重した、早期からの切れ目ない支援を行うことが基本理念に掲げられています。

また、国の基本方針に基づき、都道府県の基本計画の策定が義務付けられたほか、民間団体との協働による支援が規定されました。

新法の施行に向けて、今後は、民間団体と公的機関が連携して、それぞれの強みを活かした公民協働による支援を行っていく必要があります。

また、基本計画の策定に向け、困難な問題を抱える女性の現状や、支援をめぐる課題の把握などに着手していく必要があると考えています。

そこで、県では、女性の自立支援を第一線で担う、女性相談員や民間団体へのヒアリングを実施し、課題を整理するとともに、市町村や民間団体との連携強化について検討していきます。

また、引き続き、国からの情報収集を進め、基本計画へ盛り込む支援策の検討を進めていきます。

同法の成立にあたっては、神奈川県議会が地方議会として全国で初めて国へ要望したという経緯もあり、県としても、困難を抱える女性支援の充実を図り、一人でも多くの方に必要な支援をしっかりと届けてまいります。

**【要望】**

支援現場は長きにわたり、売春防止法に代わる新法を求めてきた。売春防止法の改正や新法成立により、「更生」や「指導」から「支援」に変わり、今後は自治体の女性支援という意識改革こそが大事だと考える。県庁内でしっかり連携できる体制を作ることを要望する。

また新法では、都道府県は、民間団体と協働による支援を求められている。まずは県内の民間団体の状況把握や、東京都がすでに設置している関係団体との協議会設置などを行い、全国に先駆けて意見を提出した本県において、県基本計画が速やかに策定されるよう、準備を行うことを要望する。

若年被害女性支援について

様々な困難を抱えた女性の中でも、特に若年女性については、問題が顕在化しにくく、支援につながりにくい側面が指摘されており、公的機関につながっても、18歳を超えると児童相談所では対応できなくなるといった制度的な限界等もある。

さらに、近年のコロナ禍では、特に飲食業や宿泊業の女性就業者数の減少など、経済的困窮につながる影響が生じており、若年女性はこうした影響が他の年代よりも収入・人間関係・育児・結婚等に直結することから、不安が一層増大しているものと危惧している。

国においても困難を抱えた若年女性を対象に夜間見回りや声かけなどアウトリーチ事業に対する支援を行っているが、公的機関と民間団体とが密接に連携し、きめ細かな支援を行うことが必要である。

そこで、困難な問題に直面している若年女性への支援について、どのように取り組んでいくのか、所見を伺いたい。

次に、困難な状況に置かれている女性への支援についてお尋ねがありました。

まず、若年被害女性支援についてです。

女性が社会生活を送る上での課題は、性暴力・性犯罪被害、DVや貧困など、多様化、複雑化しています。

特に若い女性は、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくいといった課題が指摘されています。

県では、若年女性を含め、様々な不安や生活上の課題を抱える女性が相談しやすいよう、ワンストップ総合相談窓口として、大船駅の近くに「かながわ女性相談室」を令和3年8月に開設しました。

この相談室では、電話やメールによる相談だけでなく、行政窓口等への同行支援や自宅等への訪問などのアウトリーチ支援も実施しています。

また、今年度から、民間団体と連携した若年女性向けのシェアハウス事業を「かながわボランティア活動推進基金21協働事業」として開始し、住居提供とともに、メンタルケアやキャリア支援などを実施してきました。

しかし、相談室では、若年女性からの相談件数が少なく、必要な支援につながっていないことが課題となっています。

また、相談につながった後の、自立に向けた継続的な支援体制が、まだ不足しているのが課題です。

そこで、若年女性支援を強みとしている民間団体との連携を強化し、どうしたら若年女性を支援につなぐことができるのか、自立に向けた居住支援や伴走支援の方法など、支援策の充実に向け、検討を進めます。

また、相談室へ確実につなぐための、効果的な周知方法についても検討していきます。

今後も、様々な困難を抱える若年女性の悩みにしっかり寄り添うため、民間団体と行政が密接に連携し、それぞれの強みを生かした公民協働による支援体制の充実を進めてまいります。

**【要望】**

若年被害女性支援については、相談件数が少ないと答弁の中でもあった。ではなぜ、相談件数が少ないのだろうか。

先日、若年被害女性の支援団体の話を伺ったところ、ひとり一人にマッチした支援というのがないのではないかという声をいただいた。例として、県内のある自治体の話だが、女性相談員が相談者である若い女性に対して、説教をするような感じで対応をしていたそう。結論から言うとその若年女性は、怖がって支援につながることを拒否されたと伺った。

売春防止法を根拠法とした保護更生から、新法の施行に伴い福祉増進へ転換されるということが、改めて認識をされなければならないと考える。

県には、県内の女性保護事業に関わる人材の育成・拡充を求める。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴う相談体制の充実について

様々な困難を抱える女性への支援を充実するためには、それを担う相談体制の整備が重要であるが、全国的に見れば、婦人相談員を配置している市区は、令和2年4月1日時点で47.9%に留まっている。

自治体の意識も変えていく必要があり、今後、窓口、相談員の充実が必要不可欠であるという意識を県と市町村で共有していただきたいと考える。

困難を抱える女性に対し、切れ目のない、きめ細やかな支援を行っていくためには、婦人相談員が担う役割は大変重要である。

併せて、婦人相談員と民間団体との連携がスムーズにいくような体制を整えることも重要であり、婦人相談員のスキルアップも喫緊の課題であると考えます。

そこで、女性支援の第一線を担う婦人相談員の育成など相談体制の充実に、どのように取り組んでいくのか、見解を伺う。

最後に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴う相談体制の充実についてお尋ねがありました。

今年5月公布の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、対象者への支援を包括的に提供する体制の整備や、民間団体との協働による切れ目のない支援などを、基本理念に掲げています。

こうした支援を第一線で担う婦人相談員は、現在、県内で、概ね全ての市に配置されています。また、町村部では、県は婦人相談員を「女性相談員」と呼称し、女性支援を行っています。

これまで県では、政令市を含めた県内の婦人相談員を対象に、初任者研修や事例検討会を実施するとともに、生活に困窮する女性の支援経験が豊富な民間団体と連携して、相談支援技術の向上のための研修を行ってきました。

今後は、様々な困難を抱える女性の支援に的確に対応するため、法律の正しい理解や、知識の習得を進めることが必要です。

また、県や市の相談窓口では、相談件数の違いなどから、婦人相談員のスキルに差が生じており、個々の相談員の支援技術の向上も課題です。

さらに、女性支援に携わる民間団体からは、市の婦人相談員と事例検討や情報共有するための意見交換の場を設けることも求められています。

そこで、県では、新たに相談支援現場における悩み事や、困難事例などを、婦人相談員同士で意見交換し、相互にスキルアップを図っていく研修などを実施し、引き続き、相談員の資質向上に取り組んでいきます。

また、市町村との連絡会議の場を通じて、新たな法律の情報共有や、県と市町村間の支援業務の効果的な連携について検討を行っていきます。

さらに、民間団体と婦人相談員のほか、県機関との意見交換の場を設け、円滑な支援の実施に向けて取り組んでいきます。

県では、今後も当事者目線に立って、様々な困難を抱える女性一人ひとりの気持ちに寄り添い、自立に向けた相談支援体制の充実を進めてまいります。

**【要望】**

婦人相談員の育成をはじめとする相談体制の充実について、婦人相談員同士の意見交換を含めた研修などをするとのお答えをいただいた。相談体制を含む大本である県計画はこれから策定されていくことは承知をしているが、市町村に対して早期から働きかけ認識を持ってもらうことは大事である。地域性もあり、市町村の計画は努力義務であるが、どの市町村も計画を策定してもらえるよう、県の姿勢を示していくことが肝要である。女性保護事業はこれまで県が行っていることという意識も強かったと思うが、県と市町村がともにやっていくという意識改革を県のリーダーシップの下、目指していくことを求める。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に向けた県の対応について  
女性をめぐる課題は、複雑化、多様化、複合化しており、そうしたニーズにこたえるためには、これまでの女性保護施策をしっかりと点検し、神奈川県の実情を踏まえた上で、計画を策定していく必要があると考える。

そこで、困難な問題を抱える女性を支援する基本計画の策定に向けて、県はどのように取り組んでいくのか、見解を伺う。

次に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に向けた県の対応についてです。

困難な問題を抱える女性を支援する新法では、家族関係に悩む方や、生活困窮により住まいを失う恐れのある方など、支援の対象が幅広く規定されました。

また、新法の基本理念では、困難を抱える女性の意思が尊重され、多様な支援が切れ目なく実施されることがうたわれています。

これは、本県の当事者目線の考え方と合致するものであり、今年度県が策定する基本計画は、当事者目線に立って内容の検討を進めたいと考えています。

そこで、県では昨年12月から3月にかけて、支援を行う県内市町村に、困難を抱える女性の生活の実情や、支援にあたっての課題などをヒアリングしました。

その結果、女性のニーズは多様化していることから、支援に当たる機関の連携や、行政の手の届きにくいところできめ細かい支援を行っている民間団体との協働の強化が必要との課題が見えてきました。

また、支援者が当事者目線に立ち、女性の意思を尊重するという意識を常に持って、支援が行われるよう徹底していくことも課題です。

今後は、困難を抱える女性や民間の支援団体から、当事者の困りごとや生活実態をより詳細に把握します。

そして、市町村や民間団体などとの連携の強化や、支援者が当事者目線について学ぶ研修など、実効性ある施策を、「当事者目線主流化」、「ともいき主流化」、「ジェンダー主流化」という3つの主流化の観点を持って検討し、計画に位置付けていきます。

困難な問題を抱える女性の目線に立ち、一人ひとりに寄り添う、神奈川らしい計画を策定してまいります。

#### 【再質問】

様々な問題や背景を抱える女性を支援していくには、これまでの婦人保護の仕組みだけではなく、多様な施策や関係機関と連携していく必要があると考える。県が、支援の基本となる理念を計画にしっかりと記述していく必要があると考えられるが知事の見解を伺う。

#### 【再質問への答弁】

生活困窮や自身の健康など、複数の問題を抱える女性一人ひとりに寄り添って、しっかり支えていくためには、そうした女性に関わるすべての機関が連携して、当事者目線に立って支援していくことが必要です。

今年度策定する計画には、困難を抱える女性の自立に向けて、支援者が常に当事者目線の意識を持ち、切れ目なく支援していくという基本理念を、明記したいと考えています。

**【要望】**

女性への支援の考え方の根幹が、「女性の福祉の増進」に大きく転換されたことは、大変意義深いことだと思います。困難な問題を抱える女性が自立できるよう支援していくことは、ともに生きる社会の実現に向けて重要なことであると考えます。本当に時代が変わって、女性を支援していくニーズも変わっていく中で、県はしっかりと女性の取組を進めていく上で実効性のある計画を策定していただくよう要望させていただきます。